

消費者庁表示対策課 パブリックコメント担当 御中

「家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程の一部を改正する
消費者庁告示案に対する意見」

平成27年2月18日

[氏名]	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 東日本支部 衣生活部会 代表者佐藤寿美
[住所]	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館2F
[電話番号]	03-6434-1125
[職業]	
[電子メールアドレス]	
<p>我が国の長年の懸案であった現行の「J I S L 0217」と「I S O 3758」の整合性が図られることになり、新しい「J I S L 0001」が制定されました。そのため家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程の一部を改正することになりましたので、私どもNACS衣生活部会の活動を通して日ごろ感じておりますことも含め意見として述べさせていただきます。</p> <p>1、遵守事項、第三条にありますように、表示者において繊維製品品質表示規程に則った適正な表示がなされるよう該当表示者への周知徹底をお願いいたします。</p> <p>新しい「取扱い表示」の制定に先駆けて、平成24年5月～7月に、「家庭洗濯等取扱い絵表示」に関するアンケート調査を、私どもNACS衣生活部会で行いました。サンプル数は250余りありました。女子大生90人からも回答を得ました。それで意外だったことは、「衣類の取扱い方法を詳しく表示してほしい」という意見が数多く見られたことです。今後は、「J I S L 0001」（以下「新J I S」）が用いられ、よりきめ細かな取扱い表示がされることを期待します。アパレル事業者が、消費者に見やすく分かりやすい適切な表示をして行くよう、今後とも広報活動にもご尽力ください。</p> <p>2、新J I S」の「家庭洗濯等取扱い方法」の図柄について、高齢者の方からたびたび聞かれたのは、「せっかく絵表示に慣れたのに」、「今までの記号は目で見てすぐに意味が分かったのに」、とか「アイロンの温度については、ドットが多いほど温度が高くなるのに、洗い方の桶の下の棒線は数が増えるほど弱い洗い方をしなければならない。こういう感覚は日本の文化になじまない」といった意見です。</p> <p>「新J I S」は、我々日本人の概念と異なるところもあります。そのような懸念を翻し、当該規程が公布されました際は速やかに、全国の消費者が戸惑うことなく、新しい「取扱い表示」を読み取れるように、「家庭洗濯等取扱い方法」の啓発パンフレットを全戸配布してください。それは必ずや消費者トラブルの防止に役立ち、衣食住の衣の面で持続可能な豊かな消費生活に結びつくものと考えます。</p>	

3、今回の改正は、消費者全体の日常生活に関わる大切な表示についての改正です。経済産業省と消費者庁との二つの省庁で共管している家庭用品品質表示法ですので、しっかりと協働して、周知徹底してください。司令塔である消費者庁として、改正繊維製品品質表示規程が、速やかに日本全国に流布されるように施策を講じてください。そして「新JIS」の普及啓発が、公布時の一過性的なものに終わらないように継続して行ってください。特に学校教育にもご配慮ください。インターネットやDVD教材による普及方法も有効ですが、より多くの消費者が認識できますように、重ねて紙媒体の普及を望みます。アパレル業界、クリーニング業者、消費者に理解され、活用されるよう、私どもNACS衣生活部会は協力して行きます。